

**茂原市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画**

令和8年4月

茂原市教育委員会

目次

- 1 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・ 4
- 5 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・ 6

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、令和7年6月改正の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」及び国の指針に即して、茂原市教育委員会（以下「市教育委員会」）が服務を監督する教育職員（本市においては、市立小・中学校教職員をいう）に対し、勤務状況を把握し、その状況を踏まえた上、業務量の適正化や心身の健康を保つことのできる環境を整えるために行うものである。

茂原市教育施策の大綱において「ふるさと茂原を愛し、豊かな心と高い志を持って未来を主体的に生きる人づくり」を目標として掲げ、その実現のためには、教育職員が豊かな人間性や使命感、確かな授業力をもって子どもたちと向き合うことが不可欠である。すべての教育職員が心身ともに健康な状態で教育活動に臨むためにも、国の指針に基づき、教育職員の業務量を管理し、業務分担の見直しや適正化を図り、必要な環境を整備することを目的として、本計画を策定する。

(2) 本市の現状と課題

令和7年度の本市における学校職員の時間外在校等時間の状況は下記のとおりであった。

	月平均	月 45 時間を 上回る割合	月 80 時間を 上回る割合
小学校	32 時間 25 分	19.2%	0.0%
中学校	50 時間 05 分	32.4%	21.6%

時間外在校等時間は、小学校では約5人に1人、中学校においてもおよそ3分の1の教育職員が45時間を超える状況にあり、中学校では、80時間を超える教育職員が2割を超えている。特に教頭は、月45時間を上回る割合が小学校で83.3%、中学校で66.7%と多忙を極める。管理職を除いた教育職員においても中学校では約4人に1人が80時間を超える状況にある。こうした実態の主な要因として、保護者への対応、生徒指導案件における対応、部活動指導、授業や行事等の準備等が挙げられる。

こうした現状を踏まえ、市教育委員会として働き方改革の推進を積極的に各学校に促し、教育職員の業務負担軽減を主導することで、教育活動の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要であると認識する。

2 目標

本計画において達成する目標は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%とする。
- ② 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均を 30 時間程度とする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

令和 6 年度の年次有給休暇の年間平均取得日数が約 15 日である現状や、心身の健康を崩して療養休暇等を取得する教育職員が増加している傾向を踏まえ、以下のような目標を設定した。

- ① 年次有給休暇の年間平均取得日数を 16 日以上にする。
- ② ストレスチェックにおける「ストレス強」の者の割合を 5%以下とする。
- ③ 教育職員アンケートにおける働きがいに関する肯定的な回答の割合を 80%以上とする。

これ以外に、教育職員が児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

本計画の期間を以下のとおりとする。

令和 8 年度から令和 11 年度の 4 年間

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市における本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「学校と教師の業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ・保護者や地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答
 - ・校務支援システムの機能を活用し、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担の軽減を図る。
- 部活動
 - ・令和9年度までに、休日の部活動の地域展開を実現するとともに、平日の部活動については、活動時間の適正化を図る。
- 学校施設・設備の管理
 - ・茂原市公共施設包括管理業務により、教育職員の施設・設備の管理業務の負担を軽減する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- 授業準備、学習評価や成績処理
 - ・校務支援システムの機能を活用し、授業準備や成績管理、通知表や要録作成などの事務作業の軽減を図る。
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育事務所の生徒指導担当指導主事等の専門的な知見を活用し、適切な役割分担のもと、関係機関との連携・協働した支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の促進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 子どもたちと向き合う時間を確保するため教育課程を見直し、1日5時間授業の日を多く設定することを推奨する。
- 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

- 学校行事を行うにあたり、そのねらいと効果を十分に考えた上で内容を精選し、準備にかかる時間の縮減を積極的に図っていく。
- 勤務時間外の電話対応は、原則、留守番電話機能を活用する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 長期休業中における時差出勤、変形労働時間制の活用など、柔軟な働き方について周知し、推奨する。また、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- 終業から始業まで11時間を目安とする勤務間インターバルの確保を推進する。
- 夏季休業中に5日、冬季休業中に2日の学校閉庁日を設定する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度市のホームページで公表するとともに、総合教育会議において報告する。
- 市教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。